

5月号

おおもり 青色便り



No.0685

一般社団法人 大森青色申告会

令和5.5.1

所得税・消費税の申告内容に誤りを見つけたら!

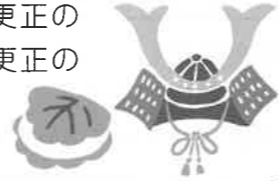
確定申告書を提出した後に、計上漏れや重複計上等で申告内容の間違いに気が付いた場合は、次の方法で訂正してください。

※ご相談される場合は、完全予約制にてご対応しております。

1. 納める税金が多過ぎた場合や、還付される税金が少な過ぎた場合

「更正の請求」という手続きができる場合があります。この手続きは、更正する内容を証した書類を添付した更正の請求書を税務署長に提出することにより行います。更正の請求書が提出されると、税務署ではその内容の検討をして、納め過ぎの税金がある等と認めた場合には、減額更正（更正の請求をした人にその内容が通知されます。）をして税金を還付することになります。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

→詳しくは税務署へお尋ねください。



2. 納める税金が少な過ぎた場合や、還付される税金が多過ぎた場合

この場合には、「修正申告」により誤った内容を訂正します。誤りに気が付いたらできるだけ早く修正申告してください。修正申告をしたり、税務署から申告税額の更正を受けたりすると、新たに納める税金のほかに過少申告加算税がかかります。この過少申告加算税の金額は、新たに納めることになった税金の10%相当額です。ただし、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれが多い金額を超えている場合、その超えている部分については15%になります。税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告すれば、過少申告加算税はかかりません。新たに納める税金は、修正申告書を提出する日が納期限となりますので、その日に納めてください。この場合、納付の日までの利息に相当する延滞税を原則併せて納付する必要があります。

→詳しくは税務署へお尋ねください。



3. 確定申告を忘れた場合

期限内に確定申告を忘れた場合でも、自分で気が付いたらできるだけ早く申告するようにしてください。この場合は、期限後申告として取り扱われます。また、期限後申告をしたり、所得金額の決定を受けたりすると、申告等によって納める税金のほかに無申告加算税が課されます。

各年分の無申告加算税は、原則として、納付すべき税額に対して、50万円までは15パーセント、50万円を超える部分は20パーセントの割合を乗じて計算した金額となります。なお、税務署の調査を受ける前に自主的に期限後申告をした場合には、この無申告加算税が5パーセントの割合を乗じて計算した金額に軽減されます。

→詳しくは税務署へお尋ねください。



(一社)大森青色申告会 役員ボランティア募集のお知らせ

当会は、個人事業主の皆様の税務をサポートするために専門職員とボランティアの役員によって構成されています。地域役員と一緒に役員ボランティアとして運営に参加してみませんか?活動にご興味のある会員の方がいらっしゃいましたら青色申告会事務局又は、担当地域の役員にご連絡をお願いします。

『馬込文士村 大桜まつり』が開催されました!

去る令和5年4月2日(日)に、4年ぶりに『馬込文士村 大桜まつり』が開催されました。当会も協力団体として「税金クイズ」のブースを出展いたしました。

役員ボランティアの皆さんと、青年部の皆さんのご協力をいただきました。ありがとうございました。



◆マイナンバーカードを取得していない方へ◆

当会では、青色申告特別控除65万円の適用を「申告者本人のマイナンバーカードを使用」して本人送信で行える方のみご対応しております。

マイナンバーカードをお持ちでない方(パスワードをお忘れの方も含む)は、原則として青色申告特別控除65万円を適用できませんのでご了承ください。65万円控除を希望される方は、必ず確定申告までにご用意くださいますようお願い申し上げます。

自転車保険の大切なお知らせ

自転車保険の新規加入をご検討中の方、及び現在ご加入されている方で継続または、契約内容の変更を希望される方は、令和5年5月31日午後4時までに手続きが必要となりますのでご注意ください。詳細は先月お送りしましたチラシをご覧ください。

お問い合わせは、**03-3771-8859**

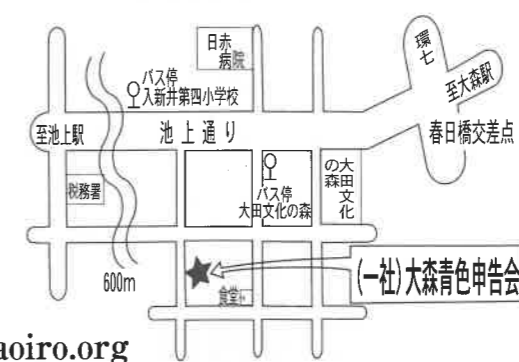
(一社)大森青色申告会事務局 担当: 鷲尾まで

◆確定申告期の御礼◆

本年も「指導サポート料(決算カンパ)」にご協力いただきありがとうございました。会員皆様のご協力をいただき、令和4年分確定申告期は恙なく終了いたしました。役職員一同、御礼申し上げます。

一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
Eメール: aoiro-o@nifty.com
URL: <https://www.oomori-aiiro.org>



予約制 事務局に申込み
時間 申込順で30分位

無料法律相談日

5月11日(木)
5月25日(木)

保険の相談

ご希望の方は事務局迄

令和5年度 年間スケジュールのご案内

月別	内容	備考
4月	新規入会者説明会4/14 (大森青色申告会2階)	今後の記帳指導計画もございますので、この期間に個別指導をお受け下さい。インボイス制度が10/1からスタートします。対象者は事前にお越しください。
5月		
6月		
7月	～7/10まで 納期の特例対象者の専従者・従業員の間源泉個別指導	専従者又は従業員へお給料をお支払いの方の1月～6月分の給与報告です。
8月	一般社団法人大森青色申告会 定時総会 (8月下旬)	正しい決算・申告には帳簿の管理が大切です。又、複式簿記での記帳をお考えの方はお早めにご準備を！
9月		
10月	記帳指導を重点的におこないます 『記帳確認月間』全会員対象	弥生会計(やよいの青色申告)をご使用の方はこの期間に記帳確認をお受け下さい。
11月	会員向けセミナー・講演会 (詳細が決定次第、会報等でご案内いたします)	
12月	確定申告期のご案内・減価償却計算表の発送	帳簿等の確認をさせていただきます。
1月	～1/22まで 専従者・従業員の給与の年末調整個別指導 確定申告前の個別指導	専従者と従業員の7月～12月までの給与の年末調整になります。決算前の最終個別指導です。
2月	予約順 確定申告指導 2月～3月上旬	
3月	先着順 確定申告指導 3月上旬～3/14 ・ 消費税申告指導～4/1	

※上記スケジュールを予定しておりますが、詳細は随時会報等でご案内いたします。

※4月～翌1月にかけての記帳指導は、予約制にて営業日は毎日行っております。

事務局にお越しになる前には、必ずお電話にてご予約をお願い致します。TEL: 03-3771-8859 (指導・相談は、すべて予約制で行っております。)

▶ 都税事務所からのお知らせ

5月は自動車税種別割の納期です。

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に登録されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。令和5年度の自動車税(種別割)納税通知書は、5月1日(月)に発送します。5月31日(水)までにお納めください。納税の猶予に関するご相談は、所管の都税事務所・支庁までご連絡ください。

問：自動車税コールセンター **03(3525)4066** (平日9時～17時)

◆◆◆ 帳簿の印刷や、領収書類等の保存をお忘れなく！ ◆◆◆

◎帳簿や書類は最長7年間保存する必要があります。青色申告者の場合の具体的な保存年数は以下のとおりです。

	保存が必要なもの	保存期間	
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	7年	
書類	決算関係書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など	7年
	現金・預金取引等関係書類	領収証、小切手控、預金通帳、借用証など	7年
	その他の書類	取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類(請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など)	5年

◎白色申告者(青以外の方)についても記帳・帳簿等の保存義務が設けられており、具体的な保存年数は以下のとおりです。

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した書類(法定帳簿)	7年
	業務に関連して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	5年

※現在所有している不動産の売買契約書や工事請負契約書、減価償却資産の売買契約書などは、将来譲渡する場合等に使用することがありますので上記の期間以上に保存しておくことをおすすめいたします。

※会計ソフトをご利用されている方は、基本的に帳簿は紙に印刷して保存してください。

【参考】弥生会計(やよいの青色申告)での帳簿(総勘定元帳)の印刷方法

①『取引』カテゴリ内の『総勘定元帳』アイコンをクリックする。

②『総勘定元帳』が開いたら『印刷』をクリックする。

③『すべての勘定科目を印刷する』を選択する。

④『OK』をクリックし印刷する。

※『書式の設定』で書式を変えることができます。

※『印刷プレビュー』を確認出来ます。

※当会では、オンライン(クラウド)版ではない「やよいの青色申告」を推奨しております。